

## 家畜衛生情報

No.7

令和2年9月30日

## 豚熱ワクチン接種地域から豚を移動する 場合の対応について

令和2年9月から、福島、宮城及び山形県において豚熱ワクチンの接種が 順次開始されます。

上記3県の農場から豚を導入(市場購入を含む)する場合は、ワクチン接種農場から導入しないようにしてください。

## ワクチン接種豚を誤って本県に導入してしまうと?

- ① ワクチンにより野外の豚熱ウイルス感染が隠されてしまうため、気づかないうちに豚熱ウイルスが自農場に侵入するおそれがあります。
- ② 抗体検査で陽性になった場合、感染豚との区別ができないため 防疫に支障をきたします。

<u>やむを得ず福島・宮城・山形県から豚を導入する場合は、次の</u> 点を確認してください

- ① ワクチン非接種農場の豚であること
- ② 移動豚に臨床症状がないこと
- ③ ワクチン非接種農場である旨の証明書が添付されていること
- ④ 消毒済みのトラックにより輸送し、ワクチン接種県の他の農場 を経由していないこと

## ご不明な点は<br/> むつ家畜保健衛生所にお問い合わせください。

電話:0175-22-1254 夜間·休日:090-5841-6810